

令和8年度警察行政職員採用大学卒業程度試験（通常枠）の実施

受験資格

次のいずれかに該当する方

- 平成9年4月2日～平成17年4月1日までに生まれた方
- 平成17年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に規定する大学を卒業又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの方

申込方法

電子申請

※ 詳しくは山口県人事委員会事務局のホームページを確認してください。

申込受付期間

4月24日(金) ～ 5月14日(木)

第一次試験日

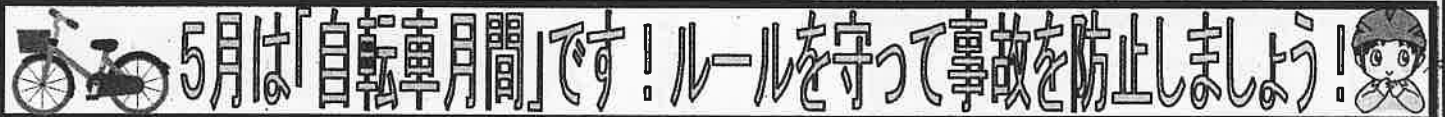
6月21日(日)

第二次試験日

7月21日(火) ～ 8月3日(月)

最終合格発表

8月下旬 問い合わせ先 採用フリーダイヤル 0120-314-290



自転車の交通ルールをご紹介します！（一例）

○ 歩道を通行するときのルール

歩道の中央から車道よりの部分を徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

○ 左側通行の原則

自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

逆走はなぜ危険？

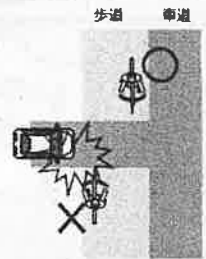
- 見通しの悪いカーブなどで、対向車から自転車が見えず、正面衝突する危険がある。
- 交差点で自転車が飛び出してきたときに、自転車の発見が遅れ、ブレーキをかける余裕がない。



右側通行は危険

歩道で車道寄りを通行するのはなぜ？

路外の施設や交差道路から出てくる自動車との距離を確保して、自動車から自転車を発見しやすくし、かつ、ブレーキをかける時間を確保し、事故を防止するためです。



車道寄り距離を確保

○ 自転車が歩道を通行できるとき

- ① 道路標識で「歩道通行可」とされているとき
- ② 13歳未満、70歳以上、一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 交通状況や自転車通行の安全確保のため、やむを得ないと認められるとき



「普通自転車歩道通行可」の道路標識

さらに詳しいルールはこちら！

自転車ルールブック



【警察庁HP】

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外
歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

